

総務委員会委員長報告書

令和 6 年 6 月 2 6 日

総務委員会に付託されました議案 5 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 3 2 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号））」について報告します。

本案は、能登半島地震で甚大な被害を受けた姉妹都市、能登町の復旧事業を支援するため、職員を派遣するための経費や、国の交付金を活用し、令和 6 年度に新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して 1 0 万円の給付金及びそれらの世帯の 1 8 歳以下の児童一人当たり 5 万円の給付金を支給するための経費について、特に緊急を要したため、令和 6 年 5 月 1 日付けで、令和 6 年度流山市一般会計補正予算第 1 号について専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 3 号「令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）」について報告します。

本案は、令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチンの接種費用が国から示されたことから、医療機関に支払う個別予防接種業務委託料等関連する経費を追加するほか、不足が生じる市内の小中学生が使用するタブレット端末の購入経費や、江戸川台駅東口周辺地区再整備の事業手法などの調査研究に係る経費などを追加するものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

本補正予算については、概ね賛同する内容であるが、1 点、流山市総合運動公園特定公園施設整備負担事業については、我が党は公園全体への指定管理者制度の導入と導入につながる P a r k－P F I そのものには反対の立場であり、本補正予算が、債務負担行為とは言え、補正で予算化されていることから反対とする。

2 2 点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算では、江戸川台駅東口周辺地区再整備事業に対し、国の補助金を積極的に活用して施策を推進されている。また、新型コロナウイルス感染症対策事業においては、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行され

た後も必要な感染症対策を推進され、高齢者や持病をお持ちの方へのワクチン接種を定期接種、個別接種にて事業を準備されるなど必要な補正が行われることを確認することができた。

また、国の児童手当の支給拡充に伴い、所定の事務作業や対象者の確認をするための必要な事務処理対応に対し、職員への負担にもなっていると推察される。大変であるが、的確かつ確実な事業の実施に努めていただくようお願いしたい。

今後も、市民の経済的負担の軽減が図られるよう財源の確保に努めていただき、的確な事業の実施に努めていただくことを要望する。

3 3点要望し賛成の立場で討論する。

主要なことは、質疑で確認できたが以下を要望する。

- 1 総合運動公園の整備は、公益的見地から行政の責任をしっかりと果たすこと。
- 2 江戸川台駅東口周辺の整備は、全体としてのまちづくりの方向性も重視していくこと。
- 3 不登校対策は、経過・結果を議会にもしっかりと説明すること。

4 1点要望し賛成の立場で討論する。

本補正予算は、歳入において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金をはじめとして、複数の事業で現在制度化されている国や県の支出金を最大限に見込んでいることが確認でき、一般財源の負担を軽減していることは、大いに評価する。

また、歳出においては、今年度から定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要経費を本定例会で確保することで、市民の健康維持のために、秋以降の接種開始に早期に備えていることも高く評価する。

1点、要望として、小中学生用のタブレット端末に不足が生じた要因の多くは故障であること、経年劣化などのいたしかたないものがあることも確認したが、人為的な故障については、少しでも減らしていただくよう、教育現場でのタブレット端末の丁寧な取り扱いの周知徹底を改めて求める。そして、今回のタブレット端末購入費用は、全額が市の一般財源となることから、本市に限った問題ではなく、追加購入に係る補助金を引き続き国や県に要望するなど、市の財政的負担の軽減に努めていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）」及び議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されること等に伴い、令和6年度以後の市民税、固定資産税等の賦課等について特に緊急を要したため、令和6年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第35号及び議案第36号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

最後に、議案第34号「流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ることにより、安心・安全なまちづくりに寄与するものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

この間、私たちも含めて、議会の様々な会派から、救急出動の件数の増大や高齢化の進展などを受けて、救急隊の増員を求める質問や質疑が行われていた。その必要性は議会としても共有されており、私どもも必要性を感じていることから、今回の増員、増隊については賛成とする。

ただ、今回3名を増員される通信指令の関係については、松戸市ほか9市の消防指令センターに属している流山市以外全ての自治体で、無線統制や災害出動等に関する指令係を専属して配置し、不測の事態にいつでも備えられるように、体制を整えていたのにもかかわらず、流山市ではその対応が不十分なまま据え置かれていた。

消防指令センターが始まったのが、平成25年度からであり、流山市の対応とすれば、消防や救急活動に関わる全ての業務に十分、目配せをし、様々な不足をしている事態に補填をして、課題の解決に当たっていたとは到底言えない。

とりわけ、消防団など、無線の活動を真面目にされている皆さんや消防行政を信頼し、充実を願っている市民の皆さん、また、近年全国で起きている災害や防災対策を願っている多くの市民の皆さんの願いから考えれば、今回の増員は余りに遅い対応ではないかと思う。そのことも課題とす

ることができない事態は、消防行政としては大きな禍根を残し、大きな反省が必要だと言わなければならない。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上